

諮問番号：諮問第 10 号

答申番号：答申第 10 号

答申書

第 1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

① 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、日常生活に異常をきたしているにもかかわらず、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）が 3 級になり、今までの生活が立ち行かなくなっている。手帳の障害等級変更により、保護費が減額されたことに不服がある。また、手帳は、3 級ではなく 2 級であるべきである。

② 審査庁の主張の要旨

審査請求人は、手帳 2 級を所持していたため、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）別表第 1 第 2 章 2 - (2) - イ、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7 の 2 の (2) のエの (イ) 及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第 7 の 65）により障害者加算（イ）を認定していたが、手帳の更新により 3 級と変更されたため、上記告示等により加算の削除を行ったものである。

第 3 審理員意見書の要旨

最低生活費の算定における障害者加算は、保護基準により、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に掲げる身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）又は国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表に定める障害のある者について行うこととされ、また、局長通知のとおり加算の対象となる障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書により行うこと

とされている。

そして、課長通知に示されるとおり、手帳も障害の程度を確認できる書類として取り扱われ、手帳の2級は国民年金法施行令別表2級の障害と認定することとされているが、手帳の3級については、加算の対象となる障害に該当するものとはされていない。

本件審査請求においては、平成28年6月、処分庁は、審査請求人の手帳の障害等級が3級になったことを確認したことから、審査請求人が障害者加算を認定する対象ではなくなったとして、平成28年7月1日付けで本件処分を行ったものである。これは、厚生労働大臣が定めた保護基準及び国からの通知に基づき適正に行われたものであり、処分庁の判断に誤りはない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年12月19日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、平成29年1月25日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたかという点にある。なお、最低生活費の算定における障害者加算に係る法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知については、第3審理員意見書の要旨に記載のとおりである。

処分庁は、平成28年6月に審査請求人の手帳の障害等級が3級になったことを確認したことから、それまで課長通知の間（第7の65）により認定していた障害者加算（イ）の要件を満たさなくなったとして、本件処分を行ったものである。

これは、厚生労働大臣が定めた保護基準及び国からの通知に基づき適正に行われたものであり、処分庁の判断に誤りはない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

なお、審査請求人は、手帳は3級ではなく2級であるべきである旨を主張しているが、当該主張は、すでに当審査会に対する諮問第5号において退けられている。したがって、この点については改めて判断しない。

福岡県行政不服審査会

委員 岡 本 博 志

委員 倉 員 央 幸

委員 塩 田 裕美子